

第 27 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 28 日

士別市農業委員会

第 27 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 8 月 28 日（月曜日）
午後 12 時 15 分開会
午後 12 時 45 分閉会

2. 開催場所 本庁舎 議場

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地所有適格法人の事前審査について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 農用地の買入協議に係る要請について |

出席委員（26 名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 3 番 | 山下篤君 | 4 番 | 松井薫君 |
| 5 番 | 古川昇君 | 6 番 | 新田康仁君 |
| 7 番 | 森野良次君 | 8 番 | 鈴木淳一君 |
| 9 番 | 寺崎徳仁君 | 11 番 | 工藤修一君 |
| 12 番 | 岡崎京子君 | 13 番 | 本間一明君 |
| 14 番 | 柳眞由美君 | 15 番 | 梅津宣保君 |
| 16 番 | 遠藤英俊君 | 17 番 | 沼舘初男君 |
| 18 番 | 鈴木茂樹君 | 19 番 | 佐久間弘美君 |
| 20 番 | 渡辺亨君 | 21 番 | 村上幸博君 |
| 22 番 | 栗本勝君 | 23 番 | 中山義隆君 |
| 24 番 | 鈴木庄一郎君 | 25 番 | 小野寺悦子君 |
| 26 番 | 木下一彦君 | 27 番 | 保科隆志君 |

出席説明員（4 名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 梶山賢一君 |
| 主査 | 小林泉君 |

4. 会議の概要

(午後 12時15分 開会)

●議長（保科隆志君）

第27回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、24番 鈴木庄一郎委員、25番 小野寺悦子委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「中澤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

多寄町31線西 株式会社●●●● 外1件の新規認定 1件の再認定、2件の変更認定、19件の認定取消がありました。なお、累計は先月比17件減の418件 となっております。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 農地所有適格法人の事前審査について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、株式会社●●●●より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農

地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審査するものであります。

申請があった法人、多寄町 31 線東 2 号 株式会社●●●●、代表取締役●●●●、構成員 2 名、主業種、農業とする法人であります。

令和 5 年 8 月 1 日に審査の申出があり、8 月 14 日に審査会を開催いたしました。

審査委員は、保科会長と法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果につきましては、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の 5 つの要件を全てを満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利設定の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 3、報告第 3 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 3 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがあり

ましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東5条1丁目・東6条1丁目、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積あわせて675㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、昭和48年及び昭和50年に住宅を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、下士別町43線西、地番、●●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積1,494㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和50年に納屋・昭和54年に住宅を建設し、宅地として現在も利用されています。

本来、転用案件であります。土別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積198㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、昭和38年に納屋を建設し、宅地として現在も利用されています。本来、転用案件であります。土別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

現地確認につきましては、番号1番と番号3番は8月16日に、番号2番は8月10日に、いずれも各担当地区農業委員4名により実施をしております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西2条20丁目、地番、●●●●の内、地目、田、面積7,540㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西3条20丁目、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積9,673.96㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西3条20丁目、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積13,867㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●株式会社、所在、武徳町40・41線東、多寄町39・40線東、地番、●●●●外75筆、地目、田・畑、面積539,739.53㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南土別町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積21,377㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、株式会社●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外9筆、地目、畑、面積16,740㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町（28線南）、地番、●●●●
●外1筆、地目、田、面積1,116㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（39線東）、地番、●●●●
外6筆、地目、田、面積60,684㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（39線東）、地番、●●●●、
地目、畑、面積3,642㎡、対価、贈与につき無償、理由については、賃貸地を譲り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（33・34・35・36線東）、地番、
●●●●外99筆、地目、畑・用悪水路、面積3,130,214㎡、対価、反当り、畑●●●●円、用
悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町（19線南）、地番、●●●●
●外3筆、地目、田・畑、面積56,473㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、
理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、5件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第4号「農用地の買入れ協議に係る要請について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく、農用地の買入れ協議に

係る 要請の可否について審議願います。

番号1番 申出者 ●●●●、申出年月日 令和5年8月10日、申出の理由 労働力不足により離農、所在、上士別町、地番、●●● 外2筆、地目 田、面積、あわせて 102,135 m²

以上の案件につきまして 調整を図りましたが、農用地の価格についての意向の不一致により、調整が整わないという結果になりました。当該農用地は、周辺地域の農用地の保有・利用状況、及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積を図ることが望ましい農用地であり、北海道農業公社による買入が必要と認められます。

以上で、説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第27回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後12時45分 閉会）